

## 道内私立学校における「いじめ重大事態」への対応について

H28. 6. 15 総合政策部政策局

## 1 経過

日程	内容等
平成 26 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道内の私立学校の生徒（以下、「A」という。）が、同じ学校の複数の生徒（以下、「B」、「C」という。）から暴力行為を受ける事案が発生した。</li> <li>・当該学校は条例に定める「いじめ重大事態」として知事に報告した。</li> </ul>
平成 26～27 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該学校は「いじめ対策委員会」を設置して重大事態に係る調査を実施した。</li> </ul>
平成 27 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該学校は上記調査の報告書（以下、「報告書」という。）を作成し、知事に提出した。</li> <li>・これを受け、「再調査の必要性の有無」について「北海道いじめ調査委員会」（以下、「調査委員会」という。）に対し意見を求めた。</li> <li>・調査委員会では計 5 回の審議を実施した。</li> </ul>
平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 28 年度第 1 回調査委員会（H28. 5. 30）で「再調査の必要性はない」と決定し、知事に回答した。</li> </ul>

## 2 本事案のいじめの態様について

報告書によると、本事案のいじめの態様は次のとおりである。

- (1) AはB、Cからいじめを継続的に受けていて、B、Cの暴力行為により骨折等の重傷を負った。
- (2) A、B、Cは同じ部活動に所属していたため行動を共にすることが多く、表面上は仲の良い部員同士に見える面があったが、教員等が見ていない時にAはB、Cからいじめを受けていた。
- (3) A、B、Cは同じ寮で生活しており、AはB、Cから学校生活だけでなく寮生活においても、いじめを受けていた。

## 3 再調査について

調査委員会からの意見を十分に尊重し、再調査を行わないことを決定した。（H28. 6. 9）。